

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-5
提出年月日	令和5年4月5日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第9条 溢水による損傷の防止等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-6	誤記修正 「Mpa」⇒「MPa」	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-8	・島根2号炉の記載を参照し、記載を適正化した。 ・また、相違理由欄に先行PWR及び島根2号炉と同様であることを記載した。	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-10	・定量的に他区画へ流出を確認できる場合として開口部が該当することから、具体例として開口部を明記した。 ・上記を踏まえ、相違理由の記載を適正化した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-11	” 施設定期検査” を” 定期事業者検査” に修正した。	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-11	・機器ハッチの止水には期待せず溢水経路としていることは、大飯3/4号炉、高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉と同様であることから、相違理由欄に先行PWRと同様であることを記載した。(p9-21) ・大飯3/4号炉が機器ハッチを溢水経路として上層階から下層階へ溢水を伝播させていることは、「1.8.2.3 溢水防護区画及び溢水経路の設定」(p9-20)に記載しているため、先行審査実績の反映として泊3号炉にも同様の記載を反映した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-13 9条-17	島根2号炉の記載を参照し、記載を適正化した。	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-15	蒸気影響に対する設計方針について、島根2号炉及び柏崎6,7号炉の記載を参照し、記載を適正化した。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-15 9条-別添1-40	蒸気放出の影響に対する評価方針については、女川と相違がないことから、記載を女川に合わせた。 一方、蒸気影響評価として熱流体解析コードを用いた環境温度評価を実施していることについては、大飯3/4号炉、高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉、川内1/2号炉及び東海第二で実績があることから、東海第二の審査実績を反映した	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-18	伊方3号炉、女川2号炉の記載を参照し、記載を適正化した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-別添1-2	「同時に複数区分」の記載を追加した。	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.5.0)	とりまとめた資料-2 9-15	・島根2号炉の記載を参照し、記載を適正化した。 ・また、相違理由欄に先行PWR及び島根2号炉と同様であることを記載した。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.5.0)	とりまとめた資料-3 9-20 9-21	・機器ハッチの止水には期待せず溢水経路としていることは、大飯3/4号炉、高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉と同様であることから、相違理由欄に先行PWRと同様であることを記載した。(p9-21) ・大飯3/4号炉が機器ハッチを溢水経路として上層階から下層階へ溢水を伝播させていることは、「1.8.2.3 溢水防護区画及び溢水経路の設定」(p9-20)に記載しているため、先行審査実績の反映として泊3号炉にも同様の記載を反映した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	とりまとめた資料-4 9-29	泊3号炉では、評価ガイドの要求に従って高エネルギー配管の全周破断を想定した蒸気影響評価を実施し、影響がないことを確認していることから、蒸気影響緩和を目的とした「防護カバー」は設置不要としている。 以上を踏まえ、相違理由の記載を適正化した。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	とりまとめた資料-4 9-23 9-49 9-別添1-添5-1 9-別添1-添4-1	・本文に記載している「評価高さ」及び「実力高さ」は、添付資料5では「基本設定箇所」及び「個別測定箇所」と具体的な名称に置き換えていることから(島根2号炉と同様)、それぞれの対応が明確となるよう、添付資料5の記載及び相違理由の記載を適正化した。 ・誤記修正	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	とりまとめた資料-4 9-27 9-別添1-56	蒸気放出の影響に対する評価方針については、女川と相違がないことから、記載を女川に合わせた。(まとめ資料 9条-15, 比較表 9-27) 一方、蒸気影響評価として熱流体解析コードを用いた環境温度評価を実施していることについては、大飯3/4号炉、高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉、川内1/2号炉及び東海第二で実績があることから、東海第2の審査実績を反映した。(まとめ資料 9条-15, 比較表 9-27) 上記を踏まえ、相違理由の記載を適正化した。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-12	誤記修正 「Mpa」⇒「MPa」	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-12	溢水経路に係る記載を適正化した。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-18	水密化区画に係る記載を適正化した。	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-20	・定量的に他区画へ流出を確認できる場合として開口部が該当することから、具体例として開口部を明記した。 ・上記を踏まえ、相違理由の記載を適正化した。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-21	” 施設定期検査” を” 定期事業者検査” に修正した。	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-24	泊の第1. 7-2表は資料の最終段に記載しているため、女川の第1. 7-2表を比較表後段の9-49ページに記載していることを追記した。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-24	相違理由欄の記載について、応力評価を実施している高エネルギー配管の記載に「主蒸気系統(主蒸気管室以外)」が抜けていたことから、記載を追加した。	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-24 9-34	島根2号炉の記載を参照し、記載を適正化した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-27	蒸気放出の影響に対する評価方針については、女川と相違がないことから、記載を女川に合わせた。 一方、蒸気影響評価として熱流体解析コードを用いた環境温度評価を実施していることについては、大飯3/4号炉、高浜1/2/3/4号炉、伊方3号炉、川内1/2号炉及び東海第二で実績があることから、東海第2の審査実績を反映した。 上記を踏まえ、相違理由の記載を適正化した。	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-29	蒸気影響に対する設計方針について、島根2号炉及び柏崎6,7号炉の記載を参照し、記載を適正化した。	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-41	伊方3号炉、女川2号炉の記載を参照し、記載を適正化した。	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-別添1-3	目次を適正化した。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-別添1-9	「同時に複数区分」の記載を追加した。	
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 5. 0)	9条-別添1-添4-16, 17, 23~35	記載の適正化 「換気空調設備系統」⇒「換気空調系統」 「非常用電源系」⇒「非常用所内電源系統」 「空調用冷水設備系統」⇒「空調用冷水系統」	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-別添1-添4-16, 17, 23~35	記載の適正化 「換気空調設備系統」⇒「換気空調系統」 「非常用電源系」⇒「非常用所内電源系統」 「空調用冷水設備系統」⇒「空調用冷水系統」	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 5. 0)	9条-別添1-添4-15, 16	誤記修正 「3CWP-A-N1」⇒「CWPB-B-N01」 「3CWP-A-N2」⇒「CWPB-B-N02」	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 5. 0)	9条-別添1-添4-20	評価結果の最新化に伴い、設備「A-高圧注入ポンプ出口C/V外側連絡弁(3V-SI-020A)」の機能喪失高さの設定箇所を「基本」から「個別」に修正した。	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-別添1-添4-15, 16	誤記修正 「3CWP-A-N1」⇒「CWPB-B-N01」 「3CWP-A-N2」⇒「CWPB-B-N02」	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 5. 0)	9-別添1-添4-20	評価結果の最新化に伴い、設備「A-高圧注入ポンプ出口C/V外側連絡弁(3V-SI-020A)」の機能喪失高さの設定箇所を「基本」から「個別」に修正した。	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 5. 0)	9条-別添1-添5-1	・本文に記載している「評価高さ」及び「実力高さ」は、添付資料5では「基本設定箇所」及び「個別測定箇所」と具体的な名称に置き換えていることから(島根2号炉と同様)、それぞれの対応が明確となるよう、添付資料5の記載及び相違理由の記載を適正化した。 ・誤記修正	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-別添1-添5-1,4 9条-2	計器の機能喪失高さにおいて、基本設定箇所と個別測定箇所が異なる場合が読み取れるよう、表1の記載及び図5を修正した。 また、本文第1.7.2表についても同様に修正した。	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.5.0)	9-別添1-添5-1,3 9-49	計器の機能喪失高さにおいて、基本設定箇所と個別測定箇所が異なる場合が読み取れるよう、表1の記載及び図5を修正した。 また、本文第1.7.2表についても同様に修正した。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-別添1-補42-1~5	表1を(1/3)~(3/3)としていたが、大飯と同様に(1/5)~(5/5)として修正した。 (内容が大飯とほぼ同様であり、横並びで比較する場合、同様の分割とするほうが適切であると考えての対応)	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-別添1-補42-4	・記載を適正化した。(「または」→「又は」)	
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-別添1-補42-6	・申請側と影響評価側でフローが分かれていることが分かるよう、記載を見直し、申請側を「保管管理(申請側)」, 評価側を「影響評価(保全計画課)」とする。 ・評価NGになった場合の対応として、火災影響評価で評価NGとなった場合および溢水影響評価で評価NGとなった場合の対応について、※3に記載する。	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.5.0)	9-別添1-補42-1	大飯の資料において、補足資料番号の記載がなかったため、追記した。	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.5.0)	9-別添1-補42-1~6	表1を(1/3)~(3/3)としていたが、大飯と同様に(1/5)~(5/5)として修正した。 (内容が大飯とほぼ同様であり、横並びで比較する場合、同様の分割とするほうが適切であると考えての対応)	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.5.0)	9-別添1-補42-4	記載を適正化した。(「または」→「又は」)	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.5.0)	9-別添1-補42-5	泊では、スプリンクラーが設置されていないわけではなく、防護対象設備が設置されている建屋にスプリンクラーが設置されていないため、記載を適正化した。	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.5.0)	9-別添1-補42-6	・申請側と影響評価側でフローが分かれていることが分かるよう、記載を見直し、申請側を「保管管理(申請側)」, 評価側を「影響評価(保全計画課)」とする。 ・評価NGになった場合の対応として、火災影響評価で評価NGとなった場合および溢水影響評価で評価NGとなった場合の対応について、※3に記載する。	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r.5.0)	9条-別添1-補10-1	記載を適正化した。 ・(添付資料17「想定破損による溢水影響評価」→添付資料17「想定破損による溢水影響評価結果」) ・「3号炉」→「泊発電所3号炉」	
47	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r.5.0)	9-別添1-補10-1	記載を適正化した。 ・(添付資料17「想定破損による溢水影響評価」→添付資料17「想定破損による溢水影響評価結果」) ・「3号炉」→「泊発電所3号炉」	